# 付加価値貿易分析

発展途上国への展開——原産地規則への応用可能性

猪俣哲史



- 製品の原産地を特定するうえで、当該国で発生した付加価値がその製品にどれほど含まれているかを基準とする方法がある。
- 国際産業連関表を用いることにより、製品価額に対する各国の付加価値源泉比率を求めることができる。
- この国際産業連関表は各国の公式統計をベースとして作成されるので、原産地規則の適用に 対する極めて客観的な参照値を提供することができる。

付加価値貿易研究が始まって既に 10 年 以上が経つ。しかし、これまではもっぱら 概念整理やデータ作成の手法などに関して 議論が集中し、なかなか政策立案の現場、 で研究意識が及ぶことはなかった。今後、 通商政策への応用は付加価値貿易研究の主 要な課題となるであろう。本稿では、付加 価値貿易分析を原産地規則の基準に応用す ることの可能性について述べる。

#### 原産地規則とは

断する必要がある。

原産地を決める基準はいくつかあり、ま たそのなかで、どれをどのような形で適用 するかは、各協定によって個別に定められ ている。むろん、生産に使われたすべての 中間財が国産であれば、ほぼ無条件で国産 品として認定できる。しかし、外国産の中 間財が含まれる場合は、対象国における生 産の過程で製品の「実質的な変換」がなさ れたこと、すなわち、いずれの(外国産の) 中間財とも異なる製品が新たに作られたと 認められることが、その国を製品の原産地 として定める要件となる。たとえば、加工 によって製品がどの中間財とも異なる関税 コードへ分類される品目になれば、それは 「実質的な変換」がなされたと考えること ができる。イチゴやオレンジなどの果物(第 8類) からジャム (第20類) を作るのは「実 質的な変換」であるが、フルーツピューレ ー(第 20 類一ジャムと同類)から作る場 合はそれと認められない……などは日マレ ーシア EPA からの事例である。

# No. 5 /

### 付加価値貿易分析

## 付加価値基準による原産地規則

これに対し、生産過程で付加された価値の量を基準に「実質的な変換」の有無を判断し、原産地を定める方法がある。ある国で行われた生産工程で、製品に一定以上の割合で価値が付加された場合、その国を原産地とみなす(あるいは製品はその国の原産品である)とする考え方である。

ここで問題となるのが、原産国を特定す

る付加価値源泉比率の関値を、協定の中でどのように定めるかという値が多く使われてもる。である。である。である。である。でいるが、という値が多く使われてもとが、とれるが、といるのが、といるのが、といるのが、といるので設定した場合とは、医産分業が進しくなり、FTA/EPAの原産地では基準でででは、でででは、この原産がは高い付加価値をといるが、この原産といるが、は高い付加価値をといるが、この原産といるがにおいて大きな足枷となった。

また、ダンピング相殺関税などの発動の際に適用される一般原産地規則に関しても、高い付加価値基準を設定すると、国際分業によって生産拠点が海外へ移転したとしても、ひとたび発動された相殺関税がつねに製品に付き纏うという問題が生じてしまう。

付加価値貿易指標は各国の公式経済統計をベースとした国際産業連関表を用いるので、各種貿易財について極めて客観的な源泉比率の参照値を設定することができる。 恣意性を排除し、保護主義的な目的による付加価値基準の乱用を抑制することが可能である。

#### 「累積」規定への応用

また、FTA や EPA などの地域貿易協定は、参加国がより有効に協定を活用する手段として「累積」という規定を盛り込んでいるものがある。これは、複数の国で行われる生産活動あるいはその産品をひと括りにし、その上で原産地基準を満たしてかどうかを判断するというものである。これにより、単国では原産地基準を満たして

いなくても、複数の国の付加価値を重ね合わせる(=累積する)ことにより、原産地 基準を満たせることがある。

表1は、OECD 付加価値貿易指標の情報に基づき、付加価値の国際フロたもので整理したもので整理したもので整理したが包括のの対象とその対象とでである。各地域貿易協定とその対象とではがり、この関係を示して北米の関係を示して、とができる。のは、付加価値をできるできるできよう。

表 1 アジアの地域貿易協定と付加価値貿易 (2008年)

百万いいじょ

			□ 77 U31 N
貿易圏/協定名	国数	域内の付加価値 貿易総額	1国あたりの 貿易額
ASEAN/AFTA	8	65,450	8,181
ASEAN+3	12	650,851	54,238
ASEAN+6/RCEP	15	949,000	63,267
TPP	11	1,327,003	120,637
APEC/FTAAP	19	3,021,284	159,015

(出所) OECD-WTO TiVA Database から筆者作成。

付加価値貿易と通商政策の関連性として、 原産地規則への応用が考えられる。各国の 公式統計をベースにした国際産業連関報的 公のでは、基準に対した国際産業を表して、 原産地規則の付加価値基準で表して、保証で 表的乱用に一定の歯止めをかけることにで 表のまた、地域貿易協定ととになって、 地域貿易協定ととになって、 で関係性を見ることによったの 付加価値基準で累積規定を活用する。 有用な情報を得られる可能性がある。

(いのまた さとし/開発研究センター上 席主任調査研究員)